

表参道吉田病院 面会規定

1、目的

本規定は表参道吉田病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、十分な安全の確保、感染症防止に配慮し、適切な面会体制を整備することで患者と家族の尊厳の保持と生活の質の向上を図ることを目的とする。

2、基本方針

患者・家族の希望や、感染防止対策の必要性等の正当な理由がない限り面会を過度に妨げない。

3、面会時間と面会手続き

＜面会時間＞ 月曜日から日曜日（祝日も可） 11：00～17：00 滞在時間 30 分程度

※ 急変などによる病院からの来院要請があった場合や病状説明、
入退院時の付き添いなどはこれに該当しない。

＜面会手続き＞ 月曜日から金曜日と土曜日午前中は 1F 受付で健康チェックを受け
「面会証」を受け取り病棟へ上がる。

土曜日の午後と日曜日、祝日は直接病棟へ上がってもらい健康チェックを受ける。

4、面会人数と場所

人数制限や年齢制限は行わないが、多人数の場合は分かれての面会を調整する。面会場所は個室、
ホールで行うが患者の状態により大部屋での面会も可とする。その場合は他の患者へ配慮する。

5、面会を控えていただく事項

- ・発熱や風邪症状、消化器症状などの体調が悪い場合
- ・職場や学校で流行性疾患が発生している場合
- ・その他、職員が面会を控える必要があると判断した場合

6、面会時の感染対策と留意事項

- ・マスクを装着して面会する。
- ・面会前に健康チェック、手指衛生を実施する。
- ・面会中の会食は禁止する

7、面会中の禁止事項

- ・他患者や職員等への無断の写真・動画撮影や音声録音、及び SNS 等への投稿
- ・医療機器への接触

8、面会の制限

- ・入院患者が感染症を発生、または発症者と同室の場合
- ・入院している病棟で感染症の集団発生が起きた場合

9、周知方法

- ・入院時に説明
- ・院内掲示
- ・病院ホームページ掲載

10、本規定の見直し

本規定は感染状況を踏まえて必要時、医療関連感染防止対策委員会で検討し、見直しを行う。

11、附則

この規定は 2026 年 6 月 1 日より施行する

表参道吉田病院 医療関連感染防止対策委員会

2026 年 5 月作成